

## 29 Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。

### 【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備し、利用者のプライバシーと権利擁護に配慮した保育提供が行われている。
- b) 子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、利用者のプライバシーと権利擁護に配慮した保育の提供が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備していない。

### 評価の着眼点

- 子どものプライバシー保護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。
- 子どもの虐待防止等の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。
- 子どものプライバシー保護と虐待防止に関する知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務、子どものプライバシー保護や権利擁護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。
- 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。
- 保護者等にプライバシー保護と権利擁護に関する取組を周知している。
- 規程・マニュアル等にもとづいた保育が実施されている。
- 不適切な事案が発生した場合の対応方法等が明示されている。

### 評価基準の考え方と評価の留意点

#### (1) 目的

- 本評価基準は、子ども・保護者のプライバシー保護をはじめ、虐待防止といった子どもの権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行うとともに、子ども・保護者の**プライバシーと権利擁護に配慮した保育の提供**が行われているか評価します。

#### (2) 趣旨・解説

- 子ども・保護者の日常生活におけるプライバシーの保護は、子どもを尊重した保育の提供における重要事項です。また、プライバシーの保護のみならず、虐待防止といった子どもの権利擁護に関わる取組も同様です。

- ここでいうプライバシーとは、「**他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由**」のことです。子ども・保護者のプライバシー保護については利用者尊重の基本であり、たとえば、子どもが他人から見られたり知られたりすることを**拒否する自由**は保護されなければなりません。保護者等からの信頼を得るためにも、プライバシー保護に関する具体的な取組が求められます。

- 日常的な保育の提供においては、保育所の子どもや保育の特性とあり方等を踏まえつつ、施設・設備の限界等を加味しながらも、可能な限り一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしいこころよい環境を提供し、子どもの**プライバシーを守るよう設備等の工夫**を行うことも必要です。

- プライバシー保護と権利擁護に関する取組が、規程・マニュアル等にもとづき実施されることはもとより、取組を子どもや家族に周知することも求められます。また、保育所において、プライバシー保護や権利擁護に関わる**不適切な事案が生じた場合を想定し、対応方法等を明確に**しておくことも必要です。

#### (3) 評価の留意点

- 子どものプライバシーと権利擁護に配慮した保育の提供の前提として、職員が、プライバシー保護や権利擁護に関する基本的な知識や**社会福祉事業に携わる者としての姿勢・意識**を十分に理解することが必要です。よって、職員に規程・マニュアル等を配布しただけでは取組は不十分であり、「b」評価とします。

- 保育の場面ごとに作成されているマニュアル・手引書等の中で、プライバシー保護に関する留意事項が記載されている場合も、「規程・マニュアル等」に含みます。

- 評価方法は、規程・マニュアル等の内容を確認するとともに、具体的な取組を聴取します。

- 個人情報保護は本評価基準にいうプライバシー保護には含みません。Ⅲ-2-(3)-②「利用者に関する記録の管理体制が確立している。」において評価します。